

○ 入札制度改正に伴う説明会（平成23年9月6日）における質問事項及び回答

Q1	低入札価格調査を経て契約締結する場合に付される条件において、当該工事が完了するまで同一工種の建設工事等の入札に参加できないのは、特定建設工事共同企業体の場合には、代表者以外の共同企業体構成員にも及ぶのか。
A1	当条件については、要領を改正して削除しました。
Q2	低入札価格調査を経て契約締結する場合に付される条件において、当該工事が完了するまで同一工種の建設工事等の入札に参加できないとのことだが、工期が長い工事においても、その取扱いは変わらないのか。
A2	当条件については、要領を改正して削除しました。
Q3	低入札価格調査を経て契約締結する場合に付される条件において、専任の配置技術者を1名増員するのは、特定建設工事共同企業体の場合には、代表者以外の共同企業体構成員にも及ぶのか。
A3	共同企業体の構成員の従業員の中から1名追加配備して下さい。
Q4	開札時に調査基準価格が決定してから、低入札価格調査が開始されるまでの間に低入札価格調査を辞退した場合は、3月の入札参加停止等の不利益な取り扱いを受けないようにしてほしい。
A4	低入札価格調査を辞退した場合は、3月の入札参加停止となります。